



香川県教職員連盟機関誌  
発行所: 香川県教職員連盟  
発行者: 北村 顕吾

〒760-0004  
高松市西宝町2丁目6番40号  
香川県教育会館602号

TEL (087) 835-2721  
FAX (087) 835-2723

毎月10日発行 定価1部50円  
(年間1,000円 送料とも)  
会員の購読費は会費の中に含む



香教連は、結成四十七年を迎えた、子供中心の教育を目指し、健全なる批判力をもつ、県内最大の教職員団体です。

### 令和三年度公開シンポジウム(兼) 第五回教育セミナー開催



一月九日(日) 九時三十分より、鳴門教育大学地域連携センター二階教授スキル演習室(サテライト会場・香川県教育会館二階会議室)において、鳴門教育大学との共同研究の一環として、香川県教育文化研究所・徳島県教育文化研究所共催(香川県教職員連盟・徳島県教職員団体連合会後援)令和三年度公開シンポジウム(兼) 第五回教育セミナーを開催した。

まず、阪根健二鳴門教育大学名誉教授から「徳島・香川の働き方改革の実態(アンケート調査報告)」と題して講演していただいた。次に、実際に変型労働時間制を取得した、松茂町立松茂小学校の吉川雄基先生の実践例が紹介され、大きな反響があった。具体的な取得方法も紹介され、出来るか出来ないかという論争から、どうすれば働き方改革が可能かを志向する大切さを表明できた。

続いて、「教職員の働き方改革はどう動いているのか」のテーマのもと、鳴門教育大学・阪根健二名誉教授、徳島県教育文化研究所(徳島県教職員団体連合会委員長)・濱田学理事長、徳島県松茂町立松茂小学校・吉川雄基先生、香川県教育文化研究所(香川県教職員連盟委員長)・北村顕吾理事長によるパネルディスカッションが行われた。

コロナ禍の中、学校現場では教育活動などに制約があり、多くの教員は今後に不安を感じている。一方、学校における働き方改革も進行しているが、なかなか変化できない実態がある。徳島県・香川県では、変形労働時間制も条例化したものの、その実効性が疑問視されているが、こうした情勢下で、実際に変形労働時間制を選択した教員からの報告を踏まえて、今後の方策について考えた。参加者はオンラインを含め総勢約七十名で、徳島県、香川県以外からの参加者もあり、北海道、長野、愛知、滋賀、広島、福岡とオンラインの効果は大きかった。また文科省や徳島県議会の方々からの御参加もあり、御意見も伺うことができた。また、オンライン(遠隔)の有効性も確認でき、貴重なシンポジウムとなった。



### 郷土を愛し 夢と志を持って自ら学び 歩み続ける人づくりを 確実に推進していくために



一月二十七日(木)、香川県庁天神前分庁舎八階において、香川県教育委員会と人事交渉を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、原田智義義務教育課課長様に要望書を手渡す、重点項目等については主に文書による回答となった。

主な重点項目として、  
○二〇二六年度までに、小学校全学年における三十五人学級の確実な実現に向けて、計画的な教員の増配置を行うこと。また、中学校においても全学年実現するよう、国に積極的に働きかけること。  
○小学校高学年においてより充実した教育活動を行うために、教科担任制が円滑かつ確実に実施されるよう、計画的な専科教員の増配置を行うこと。

○「令和の日本型学校教育」の構築とさらなる充実を目指して、学校の実態に応じた人材の増配置を継続して行うとともに、積極的に市町教育委員会に働きかけること。  
○若年教員の増加に伴い、結婚等特別な事情がある場合、本人の置かれた状況を勘案した人事異動を行うこと。  
○管理面接において、希望している勤務地域(主たる勤務地域と考える地域)について確認・配慮するとともに、地域間人事交流についても本人の希望ならびに地域間人事交流経験者に配慮した人事異動とすること。

○小・中学校間の異動については、管理面接等で確認をしっかりと行い、本人の意思を尊重した人事異動とすること。  
○小豆・島嶼部に関わる人事異動については、本人の意思を最大限に尊重すること。

○公立学校教員採用選考試験における講師に対する特別選考を継続するとともに、優秀な人材を安定して採用することができるよう、選考基準や現場の教育環境改善の推進等、十分配慮すること。  
等について要望した。地域間異動希望についての要望は、一月中旬に県教委、各教育事務所にそれぞれ参った。

なお、重点項目の回答については、香教連HP(行事情報)令和三年度人事交渉)を御覧ください。

### 温故知新

今回は「子どもへの言葉かけ」です。教師は毎日、子どもたちの前でさまざまな言葉を発しています。感じやすい子どもたちは、教師の一言一言に反応して、喜んだり悲しんだりしますが、教師の心に大きな影響を与えているという意識が薄れがちになり、ときには不用意に言うことはいきなり言葉(暴言)を遣ってしまふということもあるのです。教師自身が、自分が発する言葉の重みや影響の大きさを知って、子どもに対する言葉遣いを、教育の中のコミュニケーション技術として身に付ける必要があります。

○教師が子どもに言うてはいけない言葉  
子どもは、家庭での生活や家族関係、性格等によってそれぞれ考え方や感受性が違います。同じ言葉でも受け止め方が変わります。教師は、一人の子どものことをできるだけ知ってコミュニケーションを図る必要があります。中学生や高校生になれば、ある程度教師の心の内を推し量ることができるようになります。子どもはまだまだそこまでできないことが多いですが、子どもはまたそこまですぐに傷つきます。信頼関係が損なわれます。その誤った認識を打ち消し、信頼関係を取り戻すまでには長い時間がかかります。

【教師に言われた、いやな言葉】  
①「お前はだめだ」「やっても無駄だ」等、人格や能力を否定する言葉  
②「のろま」「太りすぎ」等、子どもの動作や身体的な面を否定する言葉  
③「家庭のしつけがなってない」「お兄ちゃん(お姉ちゃん)と同じで、できが悪い」等、親・きょうだいなど家族や家庭を否定する言葉  
④「○○と比べて、お前は・・・」等、他の児童生徒と比較する言葉  
⑤「へえ、あなたにしては上出来だね」等、皮肉やからかいの言葉  
子どもは教師に、自分がいやな部分をあえて言われたり、自分が大切にしていることを否定されたりからかわれたりすることで、教師に対して嫌悪感や敵対心をもち、他の児童生徒に対して引け目を感じたり、劣等感をもたされたりしてしまふこともあります。また、こうした教師の言葉が、他の児童生徒からのいじめにつながるおそれもあります。私どもの心の傷をつけるような言葉遣ってしまふ経験があります。そんなときは、真つ先にその場ですくすくその言葉を撤回し、きちんと「いねいに謝罪して訂正します。それをしなさい」と、子どもの心の傷はさらに広がり、信頼関係の修復がさらに困難になります。

教師が、不用意にも子どもの心を傷つけてしまう言葉を発してしまうのは、多忙ゆえの精神的なゆとりがない、自分本位の考え方や、体調不良、子どもに対する思い込みや先入観等が挙げられています。私達はまず、「子ども」という意識を忘れて「一人の人間」として接することを常に意識すること、そして、前例踏襲という学校文化からの脱却、過剰に頑張り、美徳としてしまつてしまつてしまふ「環境づくりに徹していくことが必要ではないでしょうか。(願)